

“間接受動文”と二重目的語文の受動化

——中国語のヴォイス（2）

鵜 殿 倫 次

1. 日本語の直接受動と間接受動文
 - 1.1 柴谷方良の“直接受動文”“間接受動文”
 - 1.2 仁田義雄の“直接受動文”“間接受動文”“持ち主の受け身”
 - 1.3 柴谷 1982 と仁田 2002 の問題点
 - 1.3.1 「対応する能動文がない」について
 - 1.3.2 「間接受動文は二つの事象がからんでいる」について
2. 間接受動文の視点から見た中国語の受動
 - 2.1 日本語の“広義の持ち主の受け身”と残留目的語をもつ受動文
3. 授与・奪取の三項動詞の受け身
 - 3.1 日本語の三項動詞としての“持ち主の受け身文”と“授与”“奪取”の動詞
 - 3.2 中国語の授与動詞と奪取の動詞
 - 3.2.1 授与動詞の受動文と取得動詞の受動文
 - 3.2.2 取得動詞による受動文の特異性

1 日本語の直接受動と間接受動文

1.1 柴谷方良の“直接受動文”“間接受動文”

柴谷方良 1982 によると、柴谷は受動文を直接受動と間接受動に分け、それぞれの違いを次のように説明している¹⁾。

(1) 僕は犬にかまれた。 (直接受動)

(2) 太郎は若くして母に死なれた。 (間接受動)

「直接」と「間接」の意味的な違いについては、「僕は犬にかまれた」は、「犬がかむ」という動詞の行為が受動文の主語「僕」に直接向けられているという点で「直接受動文」である。この点で直接受動文は能動文と表裏一体の関係にある。これにたいし「僕は母に死なれた」の文では、「死ぬ」という動詞が示す行為が受動文の主語「僕」に直接向けられているわけで

はなく、母が死ぬという事象が間接的に「僕」に影響を与えたということであるから「間接受動文」と呼ぶのがふさわしいとする(同書P.268)。柴谷は、直接受動文と間接受動文の違いを事象ということから、次のように要約している。いまここでは、これを定義1と呼んでおこう。

定義1 「直接受動文と間接受動文の間には、前者が一つの事象(event)から成っているのに対し、後者には二つの事象がからんでいるという点で異なっている。」

さらに柴谷は、直接受動文と間接受動文の統辞論的な違いについては、次のように述べる(同書p.269)。ここではこれを定義2と呼ぶ。

定義2 「一般に直接受動文と間接受動文は、対応する能動文があるかどうかという点から区別できる」

ただし柴谷は直接受動文の中に、対応する能動文がないものがあるとして次のように述べている(同書p.270)。

直接受動文の総てに対して文法的な能動文が存在するとは限らない。例えば、「太郎は次郎に妹の悪口を言われた」に対しては、「次郎は太郎に妹の悪口を言った」という能動文が存在するが、同じ直接受動文と考えられる「太郎は次郎に妹の失敗をののしられた」や「太郎は次郎に頭をなぐられた」に対しては、「次郎は太郎に妹の失敗をののしった」や「次郎は太郎に頭をなぐった」等は文法的な能動文とは認められない。これらの受動文は「太郎をののしった」「太郎をなぐった」ということにも意味的に通じていて、原型、または深層構造は、「次郎は太郎を妹の失敗をののしった」および「次郎は太郎を頭をなぐった」に相当すると考えられる。

柴谷は、ここで「太郎は次郎に妹の失敗をののしられた」「太郎は次郎に頭をなぐられた」は「対応する能動文がない直接受動文である」と言っている

る。これらが直接受動文であるのは、つぎのように動詞の行為が「太郎」に直接向かっているからと考えているわけである。

- (3) 太郎は次郎に妹の失敗をののしられた。(=太郎はののしられた)
- (4) 太郎は次郎に頭をなぐられた。(=太郎はなぐられた)

1.2 仁田義雄の“直接受動文”“間接受動文”“持ち主の受け身”

仁田 2002²⁾も、基本的に直接受け身・間接受け身については柴谷を踏襲しているが、柴谷が直接受け身の中で対応する能動文がないものとした類を別のカテゴリーにして、これを“持ち主の受け身”としている点が異なっている。

まず仁田は、間接受け身について「直接受け身文が、同じ事柄・事態を誰(何)を主役にして描き出し述べるか、という主役の交代型であったのに対して、ここで見ていく間接受け身文は元になっている文と同じ事柄・事態を述べてはいない。」として、次のような文が間接受け身文の例であるとしている。

- (5) 先生は、廊下で学生に騒がれて困った。
- (6) 私は通行人に子供を殴られた。
- (7) 洋平は博に先に陽子に花束を贈られてしまった。

とくに仁田が間接受け身としている「洋平は通行人に子供を殴られた」は、「洋平」が「なぐる」行為を直接向けられたのではなく、その事態を親として被っただけなので間接受け身ということになる。

仁田のいう“持ち主の受け身”の例は次のようなものである。

- (8) 洋平は雄太に頭をコツンと殴られた。
- (9) 僕は隣の客に肩に寄りかかれた。
- (10) 健二は勇に背中を押された。
- (11) 彼は彼女の優しさに心を慰められた。
- (12) A子はB君に裸を見られた。

例えば「洋平は雄太に頭をコツンと殴られた」は、柴谷の意味では厳密に対応する能動文はない。しかし意味的に対応すると考えられる能動文「雄太は洋平の頭をコツンと殴った」で考えると、この文は“ヲ”格名詞句「洋平の頭」の持ち主である「洋平」を取り出し主役に据えたものである。だから“持ち主”の受け身と呼ぶ。

仁田によると、“持ち主の受け身は”間接受け身とは異なる。たしかに間

接受け身も、上にみたような対応する能動文の持ち主を主語に昇格させたと思えるものがある。例えば「私は通行人に子供を殴られた」は意味的に対応する「通行人は私の子供を殴った」の「私の子供」の持ち主である「私」を主語に昇格させたと解釈できる。また「私は母に死なれた」も対応する自動詞文「私の母が死んだ」の「私の母」の持ち主が受動の主語に昇格したと解釈できる。しかし間接受け身文が一般的にすべてこうであるわけではない。例えば「私は雨に降られた」は「私の雨が降った」の「私の雨」の持ち主が主語に昇格したわけではない。間接受け身文がすべて“持ち主の受け身”的な解釈を受けるわけではないので、間接受け身のカテゴリーは必要だということである。

持ち主の受け身とも解釈されるものを仁田が間接受け身の分類枠に入れるのは、例えば「私は通行人に子供を殴られた」は、「殴る」という動作が「私」に向けられたものではない、即ち「私が殴られた」という含みはないからだとする。

このような説明から見ると、仁田の定義する“持ち主の受け身”は、ほぼ柴谷が「直接受け身のなかで対応する能動文がないもの」とした類であることがわかる。

1.3 柴谷 1982 と仁田 2002 の問題点

1.3.1 「対応する能動文がない」について

一般に直接受動文には対応する能動文があるが、間接受動文には対応する能動文がないという(さきの定義2)。この点については若干の問題があるように思える。間接受動文に対応する能動文があるかどうか考えてみよう。

(13) 彼は父に死なれた。

(13)' *父が彼に死んだ。(「彼の父が死んだ」なら可)

(13)の「彼は父に死なれた。」に対して、(13)'の「父は彼に死んだ。」は言えない。同様に、次の間接受動文について見てみよう。

(14) 男は女に泣かれてこまった。

(14)' *女は男に泣いた。(「男の女が泣いた」なら可か)

(15) 会社はパート労働者に騒がれて、やむなく賃上げを受け入れた。

(15)' *パート労働者は会社に騒いで、賃上げを受け入れさせた。

(「会社のパート労働者は～」なら可)

(16) 私たちは旅館で、修学旅行生に夜中に大きな声で歌を歌われて、寝られなかった。

(16)′? 修学旅行生が夜中に大きな声で、私たちに歌を歌って、寝させなかった。(「私たちの修学旅行生が歌を歌って～」は不可)

(17) 私は雨に降られた。

(17)′? 雨が私に降った。(「私の雨が降った」は不可)

対応する能動文があるかないかという観点で見ると、(14)′「女は男に泣いた」(15)′「パート労働者は会社に騒いだ」はたしかに成立しない。しかし(16)′「私たちに歌を歌った」は、ある種の文脈(意図的に私たちに向かって歌を歌った)なら成立する可能性がある。また(17)′の「雨が私に降った」も、詩的な文脈であれば、成立すると感じる人がいる³⁾。このようなことが起こるのは、「降る」は自動詞であるが、“ニ”格名詞を付帯しうることが原因のようだ。どのような時、(6)′に“ニ”格名詞が付帯しうるのか。「事象」の直接性・間接性から考えると、雨が降ったことが原因で勤め先に遅刻したという場合は、雨は仕事にたいしては間接的な事象である。しかし雨に降られている場面を回想したものとすると、「雨が降る」ということは、「私」にとって間接的であるわけではなく「降る」は「私」に直接はたらいっている。このような意味の場合に「雨が私に降る」が成立すると考えられる。この「私は雨に降られた」は、しばしば“迷惑の受け身”として自動詞が受け身になる例としてあげられ、げんに柴谷1982も間接受動の典型として挙げている。しかし、この文は、定義1の「二つの事象がからんでいる」という点に関して、二つの事象か一つの事象かという点で両義性をもつのである。つまり“ニ”格名詞をもつと直接受動に近づく。そして、このようなものは(16)′(17)′の括弧内に示したように「私の母が死んだ」タイプの持ち主名詞を付帯した名詞を主語にもつ能動文に変換できない。

例えば「たたる」という動詞について考えてみよう。(18)の「日本列島は台風と地震にたたられた」は、対応する能動文は成立しない。

(18) この夏、日本列島は台風と地震にたたられた。

(18)′ *この夏、台風と地震が日本列島にたたった。

(「日本列島の台風と地震がたたった」は不可)

ところで、さきの「彼は父に死なれた」は「彼は死なれた」の含みはないが、「日本列島は台風にたたられた」は「日本列島はたたられた」と言える点で異なっている。つまり「日本列島」は「たたる」を直接受けることが

可能なのである。ここから(18)は直接受動的であることがわかる。ちなみに「私は雨に降られた」の意味で、「私は降られた」と言えなくもない。この点で相通じるものがある。

(19)の場合、(19)'が同じ意味の対応する能動文であるかはともかく、(19)'が正常な文であることは間違いない。とすると(19)'にたいする(19)は直接受動ということになる。

(19) 我が社は、原油価格の高騰にたたられた。

(19)' 原油価格の高騰が我が社にたたった。

この(19)の場合の「たたる」の用法は、つぎの「ぶつかる」と同じである。

(20) 私の車の後部がワゴン車にぶつけられた。

(21) ワゴン車が私の車の後部にぶつかった。

なぜさきの(18)の場合には、対応する能動文が言いにくかったかということ、「たたる」というのはくあることが原因で、他の一連の悪いことが起きた」という意味だが、日本列島という地理的な名詞では、その含みが出ないからだろう。

さきの「雨が私に降る」のように“二”格名詞がついて、能動が可能となるのは、次の場合もそうである。

(21) 私は風に吹かれて、涼んだ。

(21)' 私の顔にさあっと風が吹いた。

このように、間接受動文の中には対応する能動が可能になると、直接受動となるものが存在している。いわば二つの事象が一つの事象に変わるのである。“迷惑の受け身”には、このようなものとそうでないものと含まれていることがわかる。次の例は「雨に降られた」タイプと考えられるが、迷惑の受け身でも“二”格名詞がつかない。

(22) 私は千絵美さんに休まれて、12時までバイトした。

(22) *千絵美さんは私に休んだ。(「私の千絵美さんが休んだ」も不可)

1.3.2 「間接受動文は二つの事象がからんでいる」について

じつは柴谷 1982 と仁田 2002 の受動の分類で問題となるのは「二つの事象」ということである。

柴谷では「洋平は通行人に子供を殴られた」は間接受動とするが、「太郎は次郎にあたまを殴られた」は直接受動としている。ただし「太郎は次郎にあたまを殴られた」は対応する能動文がないという点で、特殊なグルー

プとした。

仁田は「太郎は次郎にあたまを殴られた」については“直接受動”“間接受動”とは別の仕切り枠をつくり“持ち主の受け身”とした。ここには柴谷が「直接受動であるが但し対応する能動文がないもの」が収容される。しかしその結果「洋平は通行人に子供を殴られた」は“間接受動”に、「太郎は次郎にあたまを殴られた」は“持ち主の受け身”に分かれて分類され、この二つの関連性は特に顧慮されないことになる。しかしこの二つの類は、つぎのように受動者名詞を所有格にもつ能動文に変えることができる。

「洋平は通行人に子供を殴られた」→通行人は洋平の子供を殴った。

「太郎は次郎にあたまを殴られた」→次郎は太郎のあたまを殴った。

もちろん、仁田もこの点は述べていた。それにしても「洋平は通行人に子供を殴られた」は「通行人は洋平の子供を殴った」の持ち主（所有格名詞）が受動の主語になったという点で、持ち主の受け身と言えるのに、なぜこれが“持ち主の受け身”に分類されないのか、やはり不思議である。仁田2002の言う“持ち主の受け身”は、柴谷1985が直接受動としたもの（「太郎は次郎にあたまを殴られた」のように、動詞の動作が目的語名詞「あたま」と同時に「主語」に及ぶもの）に限っているからである。仁田が持ち主の受け身に限ったものは、すべて目的語名詞が「あたま」のように、主語名詞の一部であり、分離不可能所有のものである。

ここでは、間接受動となるものを含めたものを“広義の持ち主の受け身”と呼んでみよう。そうするとこの枠にはどのようなものが収まるか下の例で見てみる。“ヲ”格で残る名詞のカテゴリーを見ると、所有傾斜⁴⁾の視点で見ても「身体部分、属性、衣服、家族、愛玩動物、作品、家、一般所有物」など多岐に渡っている。

- | | |
|-------------------------|---------------|
| (23) 私は彼に頭を殴られた。 | 彼は私の頭を殴った。 |
| (24) 私は彼に試合で腕を折られた。 | 彼は試合で私の腕を折った。 |
| (25) 私は彼に性格をねじ曲げられた。 | 彼は私の性格をねじ曲げた。 |
| (26) 私は彼に感情を害された。 | 彼は私の感情を害した。 |
| (27) 私は彼にネクタイを掴まれた。 | 彼は私のネクタイを掴んだ。 |
| (28) 私は人に靴を脱がされた。 | 人が私の靴を脱がした。 |
| (29) 私は彼に洋服を汚された。(衣服) | 彼は私の洋服を汚した。 |
| (30) 私は彼に妹を侮蔑された。 | 彼は私の妹を侮蔑した。 |
| (31) 我が国はこの事件で安全を脅かされた。 | |

この事件は我が国の安全を脅かした。

- (32) 私は子供に眼鏡を壊された。 子供が私の眼鏡を壊した。
(33) 我々は敵に家屋を爆撃された。 敵は我々の家屋を爆撃した。
(34) 私は通行人に犬を蹴られた。 通行人は私の犬を蹴った。
(35) 私は新ルールで給料を減らされた。 新ルールは私の給料を減らした。
(36) 先生は学生に論文を批判された。 学生は先生の論文を批判した。
(37) 私は彼にパソコンを壊された。 彼は私のパソコンを壊した。
(38) 私は彼に鉛筆を折られた。 彼は私の鉛筆を折った。

このように見てみると、仁田が持ち主の受け身としたものは、このうちのごく一部にすぎないことがわかる。

仁田が“持ち主の受け身”に入れたものは、“ヲ”格にとるものがほとんど身体名詞であり「分離不可能所有」であるとした点にミソがあるようである。“ヲ”格名詞が「分離不可能所有」のものは、その所有物に向かった行為が、所有者にも向いているので直接受動となる。この点で、これだけを別にして“持ち主の受け身”の枠を作る理由があるらしい。しかし、まさに仁田自身が認めているように、次のものは分離不可能所有の名詞を“ヲ”格にとりながら、仁田の意味の直接受動とならない。

- (24) 私は彼に腕を折られた (≠私は折られた)

仁田は「原則に従っているものが大部分であるが、そういった原則からはずれる周辺的なものの存在を知ること、言語は文法を考えていくうえでは重要である」と一般論を述べて逃げている。しかしこのような例は、無視できない程度にあるような気がする。

- (39) 彼女は誰かに髪を切られた。(≠私は切られた)
(40) 私は医者に胃を半分取られた。(≠私は取られた)
(41) 会社は優秀な社員を引き抜かれた。(≠会社は引き抜かれた)
(42) この文書は重要なデータを削除されている。(≠この文書は削除されている)

むしろ事実上、これら分離不可能所有の名詞も、直接受動と間接受動の両サイドに分布しうることを示している。

一般に「AはBを～された」のタイプの文を見ると、間接受動側にも直接受動側にも分布している。言い方を変えれば、一つの事象である直接受動と、二つの事象である間接受動は、じっさいにはきわどい形で接してい

るのである。

(43) 学校は何者かに壁に落書きをされ、対策に苦慮している。

(44) 会社は退職した人間に内情を暴露された。

これらふたつの例の場合、「壁」は「学校」の一部、「内情」は「会社」の属性である。つまり「壁」と「学校」はどちらも分離不可能な関係である。これらは仁田の言う“持ち主の受け身”だろうか。前者は「学校が落書きされた」という含みがあるとも言えるので直接受け身（持ち主の受け身）とすることもできるが、後者では「会社が暴露された」は幾分おかしい。“間接受け身”もしくは“間接受け身”と“直接受け身”（持ち主の受け身）の境界例である。

(24)の「私は彼に試合で腕を折られた。」は「私が折られた」わけではないので“間接受け身”となるべきだ。しかし「腕を折る」という行為は私に向けられたものと見れば、直接受け身（持ち主の受け身）と紙一重である。このように直接受け身（持ち主の受け身）なのか間接受け身なのかは、“二つの事象”の意味の取り方によって微妙である。「私が彼に腕を折られた」が間接受け身だが、分離不可能名詞なので限りなく直接受け身に近いとすると、「私はネクタイを掴まれた」という行為でも、私に向けられたものとするれば直接受け身（持ち主の受け身）としない理由はないとも言えるのである。

また例えば「先生は学生に論文を批判された」は、直接受動か間接受動かということ、対応する能動文（*学生は先生を論文を批判した）がなく、先生そのものが批判されたのではないので間接受動とされるが、「先生は学生に発言を批判された」となると、対応する能動文はないが「先生は批判された」という含みがあると言える。これは仁田なら“持ち主の受け身”、柴谷なら直接受動に入れるであろう。「先生は論文を批判された」が間接受動で「先生は発言を批判された」が直接受動というのは、文法の議論でなければほとんど詭弁と言われてもおかしくない。仁田のように「原則からはずれる周辺的なものの存在を知ること重要である」として済ませる問題ではあるまい。

仁田は直接受動のものだけを“持ち主の受け身”としたが、もし間接受動のものもこれに入れるとすると、かなりの間接受動文が“持ち主の受け身”の領域に入る。このことは、仁田も触れている。つまり“持ち主の受け身”の視点は、直接・間接の受動の見方とは別次元のものだからである。

仁田の意味ではなく、広義の“持ち主の受け身”から見ると、むしろ直接・間接の分割は意味をなさないとも言える。いずれにせよ、“一つの事象”と“二つの事象”とは実際はきわどく接しており、この区別はある部分では“説明の綾”にすぎない。

2. 間接受動文の視点から見た中国語の受動

2.1 日本語の“広義の持ち主の受け身”と残留目的語をもつ受動文

さきに挙げた間接受動文は、日本語を特色づけるものとされている。ではこれは日本語だけの現象なのか、この点を中国語との対照によって確認してみよう。そこで上で“広義の持ち主の受け身”として挙げた日本語の例に対応する文を、インフォーマント(李嘉馨氏、内蒙古自治区通遼市出身、高校教師、30才)に訊ねてみた。

- (45) 我被他打伤了腿。〈私は彼に足をやられた〉
(45)' 我的腿被他打伤了。〈私の足は彼にやられた〉
(46) 我被他打了头。〈私は彼に頭を殴られた〉
(46)' 我的头被他打了。〈私の頭は彼に殴られた〉
(47) 我被他伤害了感情。〈私は彼に感情を害された〉
(47)' 我的感情被他伤害了。〈私の感情は彼に害された〉
(48) 马路被洪水冲坏了一部分。〈道は洪水で一部分流された〉
(48)' 马路的一部分被洪水冲坏了。〈道の一部が洪水に流された〉
(49) 我{被/让}他弄脏了衣服。〈私は彼に服を汚された〉
(49)' 我的衣服{被/让}他弄脏了。〈私の服は彼に汚された〉
(50)??我{被/让}他弄坏了眼镜。〈私は彼に眼鏡を壊された〉
(50)' 我的眼镜{被/让}他弄坏了。〈私の眼鏡は彼に壊された〉
(51)*我{被/让}他污辱了妹妹。〈私は彼に妹を辱められた〉
(51)' 我的妹妹{被/让}他污辱了。〈私の妹は彼に辱められた〉
(52)*我{被/让}他批评了论文。〈私は彼に論文を批判された〉
(52)' 我的论文{被/让}他批评了。〈私の論文は彼に批判された〉
(53)??我们{被/让}敌人轰炸了房屋。〈我々は敵に家屋を爆撃された〉
(53)' 我们的房屋{被/让}敌人轰炸了。〈我々の家屋は敵に爆撃された〉
(54)*我{被/让}他踢了喜爱的狗。〈私は彼に愛犬を蹴られた〉
(54)' 我喜爱的狗{被/让}他踢了。〈私の愛犬が彼に蹴られた〉
(55)*我{被/让}新的规则减少了工资。〈私は新たなルールで給料を減

らされた〉

(55) 我的工资 {被/让} 新的规则减少了。〈私の給料は新たなルールで減らされた〉

これらの受動文は、対応する能動文があるだろうか？“把”構文との変換の可能性をみると、動詞のうしろに目的語が残るものはすべて成立しないので、対応する能動文がないと言える。

- | | |
|----------------------|---------------|
| (45a) * 他把我打伤了腿。 | 他把我的腿打伤了。 |
| (46a) * 他把他打了头。 | 他把我的头打了。 |
| (47a) * 他把我伤害了感情。 | 他把我的感情伤害了。 |
| (48a) * 洪水把马路冲坏了一部分。 | 洪水把马路的一部分冲坏了。 |
| (49a) * 他把我弄脏了衣服。 | 他把我的衣服弄脏了。 |
| (50a) * 他把我弄坏了眼镜。 | 他把我的眼镜弄坏了。 |
| (51a) * 他把我污辱了妹妹。 | 他把我的妹妹污辱了。 |
| (52a) * 他把我批评了论文。 | 他把我的论文批评了。 |
| (53a) * 敌人把我们轰炸了房屋。 | 敌人把我们的房屋轰炸了。 |
| (54a) * 他把我踢了喜爱的狗。 | 他把我喜爱的狗踢了。 |
| (55a) * 新的规则把我减少了工资。 | 新的规则把我的工资减少了。 |

ではさきの受動文は直接受動か間接受動かという点で見てみよう。“我被他打伤了腿。”は“我被他打伤了。”の含みがあるが、“我被他伤害了感情。”は“我被他伤害了。”とは違う。この点で間接受け身に該当する。

“残留目的語（保留宾语）”を伴う受動文の主語と目的語の関係は、“我一头”（身体部分）“我一感情”（属性）“马路——一部分”（部分）“我一衣服”（衣服）の場合は問題なく言えるが“我一眼镜”（衣服類）“我一妹妹”（親族）“我一论文”（作品）“我们——房屋”（一般所有物）“我一狗”（愛玩動物）“我一工资”（一般所有物）については言えない。これらの名詞はいわゆる「所有傾斜」（角田 1991）から言えば、括弧内にしめたように、「身体部分」「物の部分」「属性」「衣服」については保留賓語の形式が可能だが、「親族」「作品」「愛玩動物」「一般所有物」では不可能であり、まさに所有傾斜を示している。なおこのインフォーマントは「衣服」カテゴリーのものについては“衣服”はよいが“眼鏡”は不可であった。“衣服”のほうが分離不可能性が高いからであろうか。ちなみに愛知県立大学客員教員の劉慶普氏（北京市出身、50才）は「眼鏡」を可とする人もいると思うとのことであった。また愛知県立大学客員教員の刘乃华氏（徐州市出身、42才）

は“眼鏡”は不可であり“衣服”もややおかしいとの答えであった。ただ同氏が首をひねったのは「我{被/让}新的规则减少了工资。」は言えることであった。この理由は不明であるが、3.2.2で考察する。

张谊生 2003 は「“被” Vが目的語をとともなうものは、一般には受事目的語は不可能である。多くは結果目的語、方式目的語、道具目的語、材料目的語、時間目的語、場所目的語である」「もし受事目的語であれば、その目的語は必ず主語と領属関係がなければならない」(吴福祥 洪波主编『语法化与语法研究(一)』p.83)としている。いま、この「領属関係」を問題にしているわけである。中国語で使われる「領属関係」は文法的な“所有”の関係ということである。ここで言う所有傾斜のうちどのあたりまでを意味するかは明瞭ではないが、すくなくとも分離不可能所有ほどの狭い範囲を指すものではなく、親族を含め一般所有物まで含む関係である。我々が上で見た文について「もし受事目的語であれば、その目的語は必ず主語と領属関係がなければならない」という原則があてはまることは確かであるが、すべての領属関係にあてはまるわけではない。この点が重要である。意味的な制限がある点が日本語と異なっているのである。

李臨定 1980 (「被動句」『中国語文』1980年6期)は保留賓語をもつものとして次のようなものを挙げている。

- (56) 他被敌人炸伤了左脚。〈私は敵に左足を爆撃で吹き飛ばされた。〉
(身体の部分)
- (57) 我给地主害死了爹, 他给地主害死了娘。〈私は地主におやじを殺され、彼は地主におふくろを殺された。〉(親族)
- (58) 平房被敌人烧毁了几间。〈平屋建ての家が敵にいく間か焼いて壊された。〉(部分)
- (59) 他被门槛儿绊了一交。〈彼は敷居に足をとられて転んだ。〉
- (60) 箱子被他捆上了绳子。〈箱は彼によって縄をかけられた。〉(道具、結果的部分)
- (61) 衣服被火烧了一个窟窿。〈服は火で焼けて穴ができた。〉(結果的部分)
- (62) 大门上被人上了锁。〈門はだれかによって鍵をかけられた。〉(部分)
- (63) 那块布被他做了一条裤子。〈あの布は彼によってズボンに仕立てられた。〉(結果)
- (64) 我被他拉到了屋子。〈私は彼に部屋へひっぱりこまれた。〉(場所)

(65) 我被人打了埋伏。〈私は人に待ち伏せされた。〉(慣用的VO句)
これらのうち「結果」「場所」「道具」等を除くと“他—左脚”“平房—几间”
“大门—锁”“我—爹”である。“我—爹”を除くと、いずれも身体部分、
物の部分であり分離不可能所有の所有物である。“我给地主害死了爹，他给
地主害死了娘。”については、李嘉馨氏は詩や歌では可能であるが、一般に
残留目的語に「親族」はおかしいという。この点は刘乃华氏も同様であっ
た。

なお“大门上被人上了锁”〈門に鍵がかけられた〉については、対応する
能動文“有人把大门上了锁了”が可能である。そして“大门的锁被人上了。”
“有人把大门的锁上了”は言えない。このことから“上锁”でひとつの語
(離合詞)に相当することがわかるので、“大门上被人上了锁”は、ここで
問題とする“持ち主の受け身”文に含めるべきか、幾分問題がある。

以上見たように、中国語では成立しないもの(例：我被他批评了论文)
も、受動文の主語を持ち主とする名詞句を目的語にする能動文(例：他把
我的论文批评了)、それを主語にする受動文(我的论文被他批评了)であれ
ば、すべて可能である。つまり中国語ではこれらの“持ち主”だけを受動
の主語に昇格させ、残りを残留目的語にする文となると、日本語に較べて
制限があるのである。しかし中国語にも対応する能動文がない“持ち主の
受け身”が存在することは確かである。残留目的語は分離不可能名詞が主
であるが、その一部は間接受け身文と言ってよいものがある。例えば“我
给地主害死了爹，他给地主害死了娘。”は間接受け身文であろう。柴谷や仁
田が「間接受け身文の存在が、日本語の特色である」というのは確かだが、
正確に言えば必ずしも日本語だけの特色ではないのである。

3 授与・奪取の三項動詞の受け身

3.1 日本語の三項動詞文としての“持ち主の受け身文”と“授与”“奪取” の動詞文

ところで、これらの対応する能動文のない広義の“持ち主の受け身”は
「～が」「～に」「～を」の三項をもつ。この点で言うと「私は彼にプレゼ
ントをあげた」のような“授与”動詞や“奪取”動詞文が受け身になった
三項動詞と同じ性質をもつ。これらは、直接目的語を主語にした受動文と
間接目的語を主語にした受動文が可能だ。直接目的語を主語にした場合、
動作主の格標示は「～から」となる。

(66) 彼は私にプレゼントを贈った。

(66)' プレゼントが彼から私に贈られた。

(66)"私は彼にプレゼントを贈られた。→(*彼は私のプレゼントを贈った。)

(67)' 彼は私に名前を告げた。

(67)"名前が彼から私に告げられた。

(67)"私は彼に名前を告げられた。→(*彼は私の名前を告げた。)

この場合、直接目的語が主語となる受動文は直接受動である。「プレゼントが彼から私に贈られた」は「プレゼントが贈られた」ことを含んでいる。これに対して「私は彼にプレゼントを贈られた」は「私は贈られた」ことを含んではいない。「私」は「プレゼントを贈る」行為によって、間接的に影響を受けたのである。ただしこの場合対応する能動文に受動文の主語を持ち主とする文を想定することはできない点で持ち主の受け身との共通性はない。いっぽう“奪取”を意味する三項動詞文を見て見よう。

(68) 彼は私から財布を盗んだ。

(68)'? 財布が彼によって私から盗まれた。

(68)"私は彼に財布を盗まれた。→彼は私の財布を盗んだ。

(69) 道路公団は彼から土地を接收した。

(69)'? 土地は道路公団によって彼から接收された。

(68)"彼は道路公団に土地を接收された。→道路公団は彼の土地を接收した。

上に見るように、三項動詞のうちでも、「盗む」「奪う」など“奪取”の意味の動詞が受け身になった場合、直接目的語が主語になる「財布は彼によって私から盗まれた」よりも間接目的語が主語になる「私は彼に財布を盗まれた」のほうが自然である。そしてこれは主語となる“奪われるもの”を所有格(持ち主)とする能動文に変換することができる。この点で“奪取”動詞による受動文は、“広義の持ち主の受け身”とよく似た性質をもっていることが分かる。“奪う”という行為は、たんにある物を奪取するのではなく、誰かの所有物を奪取するという意味をもつからである。“持ち主の受け身”と比定して、直接受動か間接受動かを見ると「私は彼に財布を盗まれた」は「私が盗まれた」の意味は含まないので、さきの間接受動に該当するだろう。また「彼は道路公団から土地を接收された」は「彼が接收された」ということではないので、これも間接受動に該当する。つま

り“奪われたもの”は“奪う”という行為を直接受けたのではなく（直接受けたのは“奪われた物”）、その物の所有者として間接的に影響を受けたわけである。この間接性は「私は彼に腕を折られた」が間接受動文だとすれば、それよりは間接的であることは理解できよう。「腕」は身体の一部であるが、「財布」は一般所有物にすぎないからである。

このように奪取の動詞による受け身文は、広義の“持ち主の受け身文”と似た意味関係を持っている。ただし“持ち主の受け身文”は対応する能動文がなかったが、授与・奪取の動詞による受け身文は対応する能動文があるという違いがある。これは動詞の統辞的な名詞選択に対する特性によるものである。

3.2 中国語の授与動詞と奪取の動詞

3.2.1 授与動詞の受動文と取得動詞の受動文

柴谷 1982 は「ドイツ語や朝鮮語では能動文の直接目的語に相当する名詞句しか受動文の主語になりえないが、日・英語両語では、直接、間接目的語が受動化に伴って主語となりうる。」としている。日本語ではすでに見たように間接目的語を主語にする受動文が可能である。

(70) 教授は退官記念に教え子から記念品を贈られた。

英語でも、間接目的語は受動の主語となれる。

(71) John gave this book to Mary.

(71)' John gave Mary this book.

(71)" Mary was given this book by John.

(71)'"This book was given Mary.

柴谷によると、英語では(71)"は言えるが、(71)'"についてはイギリス英語では一般に認められるようだが、アメリカ英語では人によっては非文と見なされるという。いずれにせよ間接目的語は受動の主語となれる。

中国語は、この点においてどうなのだろうか？ まず英語と中国語の二重目的語構文には大きな相異がある。それは英語では二重目的語構文は授与の場合しか言えないが、中国語では奪取(取得)の場合も言える点である。そこで、まず英語と共通する授与の場合を考えてみると、中国語では、授与動詞に関しては、基本的にドイツ語や朝鮮語と同じように、間接目的語を受動の主語にできない。

(72) 他突然告诉了我一个秘密。

(72)'有一个秘密突然被他告诉了我。

(72)"*我突然被他告诉了一个秘密。

(73)他送来了我一个东西。

(73)'有一个东西被他送给了我。

(73)"*我被他送来了一个东西。

(74)他让给了我一个坐位。

(74)'一个坐位被他让给了我。

(74)"*我被他让给了一个坐位。

(75)张三送给了李四这本书。

(75)'这本书被张三送给了李四。

(75)"*李四被张三送给了这本书

ただし間接目的語が言える場合もある。李臨定 1980 は二重目的語文の受動化の例の中で、次の例を挙げている。

(76)大会授予他一枚金质奖章。

(76)'他被大会授予一枚金质奖章。

(76)'有一枚金质奖章被大会授予了他。

つぎのような場合は、授与の意味であるが、間接目的語が言えるが、直接目的語が言いにくい(同上李 1980)。これは授与の仕手が人間でない名詞であること、もしくは“賦予”という動詞の語彙特性(上の“授予”も同じ)が原因と考えられる。

(77)这个童话赋予了那些没有生命的新的生命。

(77)'?新的生命被在这个童话赋予了那些没有生命的东西。

(77)"那些没有生命的东西在这个童话里被赋予了新的生命。

さらに、受動文そのものが言いにくい場合もある。これらは、例えば「AがBにわたす」であれば、「BはAにわたされる」ではなく「BがAにもらう」など別の動詞が存在するために受動が言いにくい場合である。

(78)他递给了我一本书。

(78)'*我被他递给了书。

(78)"?有一本书被他递给了我。

(79)老师教我中文。

(79)'*中文被老师教我。

(79)'*我被老师教中文。

(80)犯人寄给我们一封恐吓信。

“間接受動文”と二重目的語文の受動化

(80)* 我們被犯人寄給了一封恐嚇信。→我們收到了犯人寄來的恐嚇信。

(80)* 有一封恐嚇信被犯人寄給了我们。

また授与であるが、意味は〈迷惑を与える〉という意味の場合、つまり間接目的語名詞が何かを得るのではなく意味的には損失を与えられる場合、間接目的語が受動文の主語となる。

(81) 你给我添了很多麻烦。

(81)* 很多麻烦被你添了我。 * 我的很多麻烦被你添了。

(81) ”我被你添了很多麻烦。

つぎに奪取の意味の二重目的語文の受動を見てみよう。奪取の意味の動詞を用いて間接目的語が何かを失う場合、取得動詞では直接目的語が受動文の主語になるのに対して、間接目的語が受動文の主語となる。“問”〈たずねる〉の場合も間接目的語が受動の主語となる。意味的には、間接目的語が何かを得るのではなく、逆に答えを与えることを求めるからであろう。

(82) 小偷偷了我一本书。

(82)* 有一本书被小偷偷了我。(→我有一本书被小偷偷了。/我的书被小偷偷了。)

(82) ”我被小偷偷了一本书。

(83) 他借了我一块钱。

(83)* 有一块钱被他借了我。(→我有一块钱被他借走了。我的一块钱被他借走了。)

(83) ”我被他借了一块钱。

(84) 警察罚了我十块钱。

(84)* 十块钱被警察罚了我 (* 我的十块钱被警察罚了。)

(84) ”我被警察罚了十块钱。

(85) 学生问了老师一个很难回答的问题。

(85)* 一个很难回答的问题被学生问了老师。(* 老师的很难回答的问题被学生问了。)

(85) ”老师被学生问了一个很难回答的问题。

これらの文では、いわゆる「間接目的語」が他動文の patient 名詞（影響をこうむる者）である。だからそれらが“被”構文の主語になる。そしていわゆる直接目的語のほうは、ちょうど三項受動文の残留目的語のように動詞のうしろに置かれる。

3.2.2 取得動詞による受動文の特異性

ここで、奪取の意味の動詞、すなわちいわゆる取得動詞による受動文の能動文との関係における特異性を見てみよう。

例えば「盗む」という動詞を用いた「泥棒が私からその本を盗んだ。」という文は、中国語では(a) “小偷偷了我那本书。” のような二重目的語文で表せる。もちろんこの文を “小偷偷了我的那本书。” <泥棒は私のその本を盗んだ> とSVOタイプの動賓文で表すことができる。その場合は、これを “小偷把我的那本书偷了。” のような “把” 構文に変換することができ、また “我的那本书被小偷偷了。” と “被” 構文にすることもできる。

では、二重目的語文のふたつの目的語をそれぞれN2、N3とし、そのうちの一つを “把” 構文の目的語へ変換できるかを見てみる。ちなみにN3が “一本书” の場合も示した。

- | | |
|------------------|-------------------|
| (a) 小偷偷了我那本书。 | (a)' 小偷偷了我一本书。 |
| (b) *小偷偷了我偷了那本书。 | (b)' *小偷偷了我偷了一本书。 |
| (c) *小偷偷我那本书偷了我。 | (c)' *小偷偷一本书偷了我。 |

この結果によると、N2もN3も “把” の直後に置く目的語にはできない。もちろん、例えば(c)の “*小偷偷我那本书偷了我。” の動詞のあとのN2 “我” が不在 “小偷偷我那本书偷了。” は可能だ。これは単一目的語の “小偷偷了我那本书。” に対応しているからである。

ところで(b)は、次のようにN3を “一些钱” “很多钱” にしたらどうか。これもN2を “把” 構文の目的語にすることはできない。

- | |
|------------------|
| (b1) *小偷偷我偷了一些钱。 |
| (b2) *小偷偷我偷了很多钱。 |

もちろんN3を “把” 構文の目的語にすることもできない。

- | |
|------------------|
| (c1) *小偷偷一些钱偷了我。 |
| (c2) *小偷偷很多钱偷了我。 |

これを見るかぎり “偷了” のような奪取を表す文では、目的語名詞N2とN3のいずれかが “把” の目的語となり一方が保留賓語になった場合、 “把” 構文の目的語にすることはできないようだ。

では “被” 構文ではどうだろうか。

- | | |
|------------------|------------------|
| (d) *我被小偷偷了我那本书。 | (d)'? 我被他偷了一本书。 |
| (e) *那本书被他偷了我。 | (e)' *有一本书被他偷了我。 |
| (d1) 我被小偷偷了一些钱。 | (d2) 我被小偷偷了很多钱。 |

N3が“被”構文の目的語になった場合、「保留賓語」が“那本书”では言いにくく、“一本书”でもややおかしい。“一些钱”“很多钱”になると言えるようになる。この理由はよく分からないが、“一本书”“那本书”はすでに所有しているものの一部ではなく独立の個物であり、一般所有物である。しかし“一些钱”“很多钱”は“我”の所有物の一部分（その意味で量）である。このようなことが関係している可能性がある（このことは、この文が“持ち主の受け身”文と同タイプの文と認識されていることの証左かもしれない）。なお、もちろん動詞のうしろに目的語が残らず、奪われた人が主語となる“我被小偷偷了”や所有者と被所有物をまとめ、“我的那本书被偷了。”は可能だ。

これ以外の場合で奪取を意味する二重目的語文について見ると、やはりN2もしくはN3だけを“把”の直後に置く目的語にはできない。そして受動文にする場合は、N2だけが主語となることができる。

(83) 他借了我一块钱。

(83a) *他把我借了一块钱。（“他向我借了一些钱”なら可）

(83b) *他把一块钱借了我。（「貸す」の意味で“借给”なら言える）

(83c) *有一块钱被他借了我。（→我有一块钱被他借走了。）

(83)”我被他借了一块钱。

(84) 警察罚了我十块钱。

(84a) *警察把我罚了十块钱。

(84b) *警察把十块钱罚了我。

(84c) *十块钱被警察罚了我

(84)”我被警察罚了十块钱。

(85) 学生问了老师一个很难回答的问题。

(85a) *学生把老师问了一个很难回答的问题。

(85b) 学生把一个很难回答的问题问了老师。

(85c) *一个很难回答的问题被学生问了老师。

(85)”老师被学生问了一个很难回答的问题。

これは“学生把一个很难回答的问题问了老师。”が言えるので授与構文なのだが、“被”構文の主語にはN3“一个很难回答的问题”ではなく、N2“老师”がなる点で“问”は奪取構文の性格をもつ。一般の授与の意味となる二重目的語文では、次のように間接目的語N2が主語になることはない。

(86) 他送给了我一个礼物。

(86a) 他把一个礼物送给了我。

(86b) 有一个礼物被他送给了我。

(86)* 我被他送给了一个礼物。(間接目的語が主語)

以上の考察でわかることは、例えば“我被小偷偷了一些钱。”に対応する能動文にあたるものは“小偷偷了我一些钱。”だけであり“把”構文はない点、つまり“*小偷偷把我偷了那本书。”“*小偷偷把那本书偷了我。”は成立しないことである。

(82) 我被小偷偷了一些钱。

我的一些钱被小偷偷了。

(82) 小偷偷了我一些钱。(二重目的語文) 小偷偷了我的一些钱。

(82a)* 小偷偷把我偷了那本书。(“把”構文) 小偷偷把我的一些钱偷了。

(82b)* 小偷偷把那本书偷了我。(“把”構文)

すでに朱德熙『語法講義』に指摘されているように“小偷偷了我一些钱。”は“小偷偷了我的一些钱。”とほぼ同義であるとする、これは“授与”の二重目的語文の二重目的語と同じではなく“持ち主”と所有物が一塊となったものである。とする、と厳密な意味では“我被小偷偷了一些钱。”には対応する能動文がないのかもしれない。もちろん“他把我的钱借去了。”という“把”構文はあるが、これは“我的一些钱被他借走了。”に対する能動文としての“把”構文であり別のものである。すくなくとも確かなのは、“我被小偷偷了一些钱。”に対応する“把”構文は存在しないことである。これは授与動詞による受動文に対応する“把”構文をもつことと対照的である。

(87) 有一个东西被他送给了我。

(87)'他把一个东西送给了我。

(87)'他送给了我一个东西。(≠我的一个东西)

このように取得動詞による間接目的語を主語とする受動文は、対応する能動文として“把”構文を持たない。そして、その主語は授与動詞とは異なり残留目的語の“持ち主”の意味をもつ。この点(主語と残留目的語が領属関係をもつ)で、さきに日本語において見た取得動詞による受動文と同じように“広義の持ち主の受け身”の性格をもつことがわかる。

さきに見たように“?我被他偷了一本书。”は言いにくく“我被他偷了一些钱。”となると言いやすくなる。この理由は、主語“我”と目的語“一本书”“一些钱”との意味関係にあるのではないかと考えられる。前者よりも

“間接受動文”と二重目的語文の受動化

後者の許容度が高くなるのは、中国語では所有傾斜において“钱”のほうが主語の部分と認識されやすいからかもしれない。であるとする、このような二重目的語が受動化された文のうち“奪取”の意味の動詞をもつ類と“我被他打伤了腿”のような“持ち主の受け身文”とが類似する構文と認識されていることを物語る。“持ち主の受け身文”では、主語名詞と残留目的語が多くの場合分離不可能な関係のものが多くを占めているからである。

中国語においては“钱”“工资”が所有傾斜において身体部分に近く位置するのもかもしれないというのは、さきに見た(55)の“我被新的规则减少了工资”が可能だとするインフォーマントの語感を裏付けるものである。

注

- (1)「ヴォイス 日本語・英語」森岡健二他編『講座日本語学 10 外国語との対照 I』、p. 256-279
- (2)「受け身あれこれ」『辞書には書かれていないことばの話』岩波書店 p. 76-115
- (3) 愛知県立大学学生の岩崎怜氏、春日井幹三氏のご指摘による。
- (4) 角田太作 1991. 『世界の言語と日本語』 p.117-163

参考文献

- 李临定 1980. 「“被”字句」『中国语文』1980年第6期 (1986. 『现代汉语句型』. 商务印书馆 芥箭)
- 刘月华 1983. 『实用现代汉语语法』. 外语教学与研究出版社.
- 仁田義雄 2002 「受け身あれこれ」『辞書には書かれていないことばの話』岩波書店. p. 76-115
- 柴谷方良 1982. 「ヴォイス：日本語・英語」、森岡健二他編『講座日本語学 10 外国語との対照 I』明治書院、1982)、p. 268-270
- 角田太作 1991. 『世界の言語と日本語』. くろしお出版.
- 王 还 1984. 「“把”字句和“被”字句」汉语知识讲话,上海教育出版社,1984
- 鷲尾龍一・三原健一 1997. 『ヴォイスとアスペクト』(中右実編『日英語比較選書』7巻). 研究社
- 张国宪 周国光 1998. 「索取动词的配价研究」. 袁毓林 郭锐主编『现代汉语配价语法研究』北京大学出版社 p. 88-103
- 张谊生 2003 「助词“被”的使用条件和表义功能-兼论“被”的虚化轨迹」, 吴福祥 洪波主

編『语法化与语法研究(一)』p.83-107

朱德熙 1982.『语法讲义』商务印书馆

付記

中国語例文については、とくに断りのない限り、愛知県立大学客員教員劉乃華先生(徐州市出身、42才、男性)のご教示を仰ぎ確認して頂いた。また論文からの引用例以外で断りのある部分では、愛知県立大学大学院国際文化研究科学生李嘉馨氏(内蒙古自治区、通遼市出身、30才、教員、男性)に確認をお願いした。